

合併実施に伴う住所表示 証明書の発行について

地方自治法第7条第1項の規定に基づく合併の実施に伴い、住所の表示に変更があつたことの証明書を発行いたします。

発行を希望される方は、申請書に必要事項を記載の上、町民課・各総合支所住

民課・各出張所窓口へ申請してください。

合併に伴う

印鑑登録証交換について

旧町村で印鑑登録をされている方は、改めて登録し直す必要はありませんが、印鑑証明書交付時に新しい登録証に無料で交換します。

(番号は変更になります。)

請は新しい登録証のみの受付となりますので事前に新しい登録証に交換してください

※登録証交換に関する注意点

① 交換場所

町民課・吾北、本川各總
合支所住民課・枝川、川
内、八田各出張所

本人又は代理人でも交換

(893-0121)

（）の氏名が変わったとき→年金受給者氏名変更届
年金証書、戸籍抄本（または、市町村長の
証明）を添付して提出してください。

（）年金証書を紛失・き損したとき

　　↓年金証書再交付申請書
き損の場合は、き損した年金証書を添付し
て提出してください。

○住所が変わったときや、年金の受け取り先を変更したいとき　→ 住所・支払機関変更届
　支払機関を変更する場合は、金融機関の証明印を受けて提出してください。

※ 提出期限を過ぎると、年金の支払いが一時差し止められますので、必ず誕生月の月末までに返送してください。

○誕生日がきたとき→年金受給権者現況届
受給者が引き続き年金を受ける権利がある
ことを確認するための書類で、毎年誕生日の
初めごろに社会保険業務センターから送付さ
れます。

障害基礎年金と老齢基礎年金というように支給事由の異なる年金が二つ以上重複して発生した場合、原則としていずれか一つの年金を選択することとなっています。選択方法は年金の種類などによって異なりますので、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

○受給者が亡くなられたとき

↓年金受給権者死亡届
年金証書と死亡を確認できる書類を添付して提出してください。

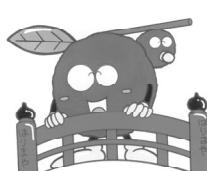
また、亡くなられた方と生計を同一にしていた遺族がいる場合は、死亡届に合わせて、未支給年金・保険給付請求書を提出してください。

添付書類は、年金証書、戸籍謄本、住民票、印鑑、預金通帳などが必要となります。

※ 届出先は、受けられている年金の種類などによって異なりますので、お近くの社会保険事務所までご相談ください。
なお、いずれの手続きも代理人が行う場合には、委任状が必要となります。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所（番875—1717）



年金受給者のみなさまへ

⑨ 広報いの 10月号